

議案第32号

三朝町課設置条例及び三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例及び三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年3月20日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町課設置条例及び三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町課設置条例の一部改正）

第1条 三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

## 三朝町行政組織条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、町長の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

総務課

財政課

町民課

健康福祉課

農林課

企画課

観光交流課

建設水道課

### (所掌事務)

第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

ア～キ 略

ク 防災及び危機管理に関すること。

## 三朝町課設置条例

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

危機管理課

総務課

財務課

町民税務課

子育て健康課

福祉課

農林課

企画観光課

建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 危機管理課

ア 防災及び危機管理に関すること。

イ 防犯に関すること。

ウ 交通安全に関すること。

(2) 総務課

ア～キ 略

ケ 防犯に関すること。

コ 交通安全に関すること。

サ 略

(2) 財政課

ア～エ 略

(3) 町民課

ア 町税の賦課及び徴収に関すること。

イ 固定資産の評価に関すること。

ウ 税外諸収入金に関すること。

エ 戸籍及び住民登録に関すること。

オ 窓口事務に関すること。

カ 環境政策に関すること。

キ 児童福祉及び子育て支援に関すること。

(4) 健康福祉課

ア 国民健康保険及び高齢者の医療に関すること。

イ 健康対策に関すること。

ク 略

(3) 財務課

ア～エ 略

(4) 町民税務課

ア 町税の賦課及び徴収に関すること。

イ 固定資産の評価に関すること。

ウ 税外諸収入金に関すること。

エ 戸籍及び住民登録に関すること。

オ 窓口事務に関すること。

カ 環境政策に関すること。

(5) 子育て健康課

ア 国民健康保険及び高齢者の医療に関すること。

イ 健康対策に関すること。

ウ 児童福祉及び子育て支援に関すること。

(6) 福祉課

ア 介護保険に関すること。

イ 障がい者及び高齢者福祉に関すること。

ウ 生活困窮者に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

エ 障がい者及び高齢者福祉に関すること。

オ 生活困窮者に関すること。

(5) 農林課

農林水産業の振興に関すること。

(6) 企画課

ア 町政の総合企画及び調整に関すること。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

ウ 国県等の事業調整（土木、河川及び森林事業を除く。）に関すること。

エ 広報及び広聴に関すること。

オ 情報化の推進に関すること。

カ 交通政策に関すること。

キ 統計に関すること。

(7) 農林課

ア 農林水産業の振興に関すること。

イ 地籍調査に関すること。

(8) 企画観光課

ア 町政の総合企画及び調整に関すること。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

ウ 国県等の事業調整（土木、河川及び森林事業を除く。）に関すること。

エ 広報及び広聴に関すること。

オ 情報化の推進に関すること。

カ 文化の振興に関すること。

キ 観光及び商工業に関すること。

ク 雇用対策に関すること。

ケ 国内交流及び国際交流の推進に関すること。

コ 交通政策に関すること。

サ 統計に関すること。

シ 移住・定住に関すること。

<p>ク <u>地域づくりに関すること。</u></p> <p>(7) <u>観光交流課</u></p> <p>ア <u>文化の振興に関すること。</u></p> <p>イ <u>観光及び商工業に関すること。</u></p> <p>ウ <u>雇用対策に関すること。</u></p> <p>エ <u>国内交流及び国際交流の推進に関すること。</u></p> <p>オ <u>移住・定住に関すること。</u></p> <p>(8) <u>建設水道課</u></p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>地籍調査に関すること。</u></p> <p><u>(地域振興監及び課長)</u></p> <p><u>第4条 町長を補佐し、町行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、地域振興監及び課の長（以下「課長」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 地域振興監は、前項の事務を処理するとともに、地域振興に関する政策について、必要に応じ、課の総合調整を行う。</u></p> <p><u>3 課長は第1項の事務を処理するとともに、課の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p><u>4 課長は、町行政全般にわたる総合的視野に立ち、地域振興監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p> <p><u>第5条 略</u></p>	<p>(9) <u>建設水道課</u></p> <p>ア～キ 略</p> <p><u>第3条 略</u></p>
--	--

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表第2（第3条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3級	(1) 係長の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (3) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (4) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務 (5) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
4級	(1) 課長補佐の職務 (2) 局長の職務 (3) 室長の職務 (4) 園長の職務 (5) 困難な業務を処理する主事又は技師の職務 (6) 困難な業務を処理する特定の業務を行う専門職の職務
5級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務
6級	(1) 地域振興監の職務 (2) 困難な業務を処理する課長の職務 (3) 困難な業務を処理する事務局長の職務

別表第2（第3条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務 (4) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
4級	(1) 室長の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務を処理する主事又は技師の職務 (4) 困難な業務を処理する特定の業務を行う専門職の職務
5級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務 (3) 困難な業務を担当する室長の職務
6級	(1) 困難な業務を処理する課長の職務 (2) 困難な業務を処理する事務局長の職務

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。